

設計書の訂正について

設計書 P 4 5 の一部を削除します。

(訂正前)

箇所	内容
P 4 5	<input checked="" type="checkbox"/> その他 配置技術者は、次のとおりとする。 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規定により、資格を有する施設の業務を行う場合、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)一級建築士の資格を有する者を配置しなければならない。 技術者及び資格者は着手届に資格証の写し及び雇用関係のわかる書類を添付すること。

(訂正後)

箇所	内容
P 4 5	(削除)